



第 5 民事部



訴 状

5815

平成 25 年 6 月 7 日

大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 関 川 信 也



〒 6 3 4 - 0 8 0 5 奈良県橿原市地黄町 1 7 2 番 2 号

原 告 吉 井 康 雄

〒 5 4 1 - 0 0 4 1 大阪市中央区北浜 1 丁目 3 番 1 4 号 西川三井ビル 6
0 3 号室

関川法律事務所 (送達場所)

電 話 0 6 (6 1 2 1) 2 9 3 1

F A X 0 6 (6 1 2 1) 2 9 3 2

原告訴訟代理人 弁護士 関 川 信 也

〒 5 3 3 - 0 0 1 5 大阪市東淀川区大隅 2 丁目 2 番 8 号

被 告 学校法人 大阪経済大学
代表者理事長 勝 田 泰 久

〒533-0015 大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号

学校法人大阪経済大学内

被 告 井 形 浩 治

〒533-0015 大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号

学校法人大阪経済大学内

被 告 池 島 真 策

地位確認等請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

第1 主位的請求

- 1 原告と被告学校法人大阪経済大学は、原告が、被告学校法人大阪経済大学の設置する経営学部の特任教員の地位にあることを確認する。
 - 2 被告学校法人大阪経済大学は、原告に対し、平成25年4月以降、毎月25日限り、金35万3750円及びこれに対する各支払日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 3 被告らは、原告に対し、連帯して、金100万円及び本訴状送達日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 4 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決並びに第2項及び第3項について仮執行の宣言を求める。

第2 第1の1及び2の請求との関係における予備的請求

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、金1273万5000円を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との裁判並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 主位的請求

1 当事者

被告学校法人大阪経済大学（以下「被告大阪経済大学」という。）は大阪市東淀川区に校舎を構える私立大学であり、経済学部、経営学部（第1部、第2部）、情報社会学部、人間科学部の4学部で構成されている。

被告井形浩治と同池島真策は被告大阪経済大学で教授の地位にある者である。

他方、原告は、昭和43年3月に大阪府立大学工学部経営工学科を卒業し、同年4月に松下電器産業株式会社に入社し、以後、松下通信工業、財団法人電気通信政策総合研究所主任研究員を経て、平成2年4月から平成7年3月まで奈良県立商科大学の助教授、同年4月から平成9年3月まで同大学教授を歴任した。そして、同年4月から平成25年3月31日まで被告大阪経済大学経営学部教授の地位にあった。

2 被告大阪経済大学における特任教員の任用基準等

被告大阪経済大学においては就業規則において、教員の定年は満67歳であり、定年に達したときは退職するものと定められているが、被告大阪経済大学に6年以上勤務し、定年退職した専任教員について、一定の基準をみたした者を特任教員として任用することができる（甲1）。

この特任教員は規程上、「特任教員A」と称され、大学または研究機関等を定年退職または中途退職した者から任用される「特任教員B」と区別される。

特任教員Aの任期は3年であり、任用基準として、

- ①過去5年間に於いて専門分野に於ける研究論文を2点以上、あるいは著書1点以上を公表し、研究が継続して行われていること、
- ②過去5年間の授業の担当および実績状況が適切であり、今後の教育活動に支障がないこと、
- ③任期中に担当する授業の時間数が、専任教員の実情と比べて著しく少なくないこと、
- ④本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められることが定められている。

また、規程上、特任教員Aの任用は、特任教員推薦委員会の推薦により、各学部教授会において行い、理事会の承認を得るものとされており、

特任教員推薦委員会は、学長、各学部長、教務委員長、および各研究科長によって構成し、学長は委員長となる。

その上で、特任教員Aの任用手続は以下の手続による。

- ①推薦委員会は、対象者に過去5年間の研究業績の提出を求める。
- ②教務委員長は、過去5年間の授業実績状況を委員会に報告する。
- ③学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する。
- ④推薦委員会は、対象者に本学における役職歴の提出を求める。
- ⑤推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する。
- ⑥当該教授会は、推薦された者の特任教員としての採用について審査し、候補者として決定する。
- ⑦当該教授会の学部長は、教授会で決定された候補者について理事会にただちに報告する。
- ⑧教授会で決定された候補者について理事会の承認が得られない場合は、推薦委員会において再度審査する。

もっとも、特任教員推薦委員会は、必ずしも「教学」面に優れた業績のある者を「特任教員候補者」として推薦するか否かを実質審査しておらず、「特任教員任用基準」に該当するか否かの形式上の判断をするにすぎず、本人が特に反対の意向を示さない限り、推薦してきているというのが実態である。

また、教授会の選考は単に特任教員推薦委員会の推薦を形式上追認するだけというのがこれまでの実態である。

さらに、理事会における選考も教授会において選考された候補者を実質的な議論もなされずにほぼ例外なく承認してきており、とりわけ、原

告が属する経営学部においては、理事会が特任教員Aの任用を承認しなかった例はない。

原告が知る限り、これまでに理事会が特任教員候補者の任用を承認しなかったのは全学部を通して平成17年度における人間科学部の里上讓衛教授の1例のみであった。同教授は、当時の規程に基づいて平成16年10月29日に特任教員推薦委員会の推薦及び教授会の任用決定を受けたものの、新年度開始を目前にした平成17年3月22日に理事長が突然同教授を特任教員に任用しないことを通告するという不当なものであった。

3 原告が特任教員Aの任用基準を満たしていたこと

原告は、平成25年3月6日の到来をもって67歳となり、同月末で定年となったが、被告大阪経済大学において特任教員Aとしての任用を希望していたところ、被告大阪経済大学に6年以上勤務しており、以下のとおり、特任教員Aの任用基準も満たしていた。

①過去5年間における研究論文、著書

原告は、過去5年以内に2点の著書（下記）を公表している。なお、過去5年以内の研究論文は1点であるが、参考までに紹介しておく。

・著書

2007年12月 『VEハンドブック』共著（甲2）

（「VE提案」147～152頁を担当）

2010年3月 『サステナビリティの政策と経営』共著（甲3）

（「第3章 低炭素循環型社会を目指す起業の環境経営」75～130頁を担当）

・研究論文

2007年11月 「インターネットショッピングにおけるスウェーデンと日本の学生のライフスタイルに関する

比較研究」（『大阪経大論集』第58巻第5号
（1～12頁））（甲4）

②過去5年間の授業の担当および実績状況

原告の2008年度から2012年度までに授業担当は別紙「吉井康雄の担当科目の推移」のとおりであり、授業の担当および実績状況は適切であり、今後の教育活動にも支障はない。

③任期中に担当する授業の時間数

任期中に担当する授業の時間数が、専任教員の実情と比べて著しく少ないとはいえない。

④これまでの研究・教育・運営上の活動

被告大阪経済大学における原告のこれまでの研究・教育・運営上の活動には何ら問題はなく、被告大阪経済大学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきた。

4 被告大阪経済大学が原告の特任教員Aの任用手続を妨害したこと

原告は平成24年9月28日の教授会で特任教員Aへの任用を申請することを周囲に伝えたところ、同月29日、被告池島が原告に対して特任教員Aへの任用申請に関する書類ファイルをパソコンのメールに添付して送信してきた。

そこで、原告は10月5日には被告井形宛に特任教員Aの任用申請に必要な書類を提出した（甲5～7）。

ところが、被告井形は、10月15日、原告の研究室を訪れ、「今後の授業の件については、カリキュラム委員会の議を経て教授会で決定されることになっています。カリキュラム委員会として全員の総意で、6つの項目で授業計画を認めがたいということになりました」と述べ、カリキュラム委員会の反対を理由に推薦委員会に上程することを拒否し、特任教員Aの任用申請を辞退するよう要請してきた。

原告が被告井形に提出した授業担当計画は、現に今年度実施されている授業担当と概ね一致していることからしても、何ら問題はないことが明らかであったため、原告としては到底承服できなかつた。しかも、規程上「推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する」とあるものの、その前提としてカリキュラム委員会の議を経なければならないとの規程はないこともあり、原告は、推薦委員会への上程自体を認めない学部長の対応の不当性を訴えて譲らず、話し合いは物別れに終わった。

そして、翌日、被告井形は、原告にメールを送信し、被告池島を委員長とするカリキュラム委員会が原告の授業計画を認めないことが「授業計画書の不備」に該当するとの強引な解釈をした上で、「徳永学長は過去の事例においても『推薦委員会が書類上の『不備』がある候補者の受理はしておらず、当然、推薦委員会の開催も不可能である、との回答が出されました」と述べ、原告の特任教員Aの任用手続を進めていくことは不可能であると結論づけた。そして、その背景にはカリキュラム委員長であった被告池島の強い圧力があつたものと考えられたが、そもそもカリキュラム委員会には推薦委員会開催の是非を決定する権限はなく、被告池島の圧力は単なる特任教員申請手続の妨害でしかなかつた。

前述の特任教員の任用規程においても、授業計画をカリキュラム委員会が同意することなど要件とはされておらず、授業担当計画については、学部長が教務委員長および対象者と協議の上、推薦委員会に提出するとの定めがあるに過ぎない。ましてや、カリキュラム委員会が原告の授業担当計画を認めないことが「授業計画書」の不備にあたるといった解釈は到底成り立たないものである。

前述のように、被告大阪経済大学経営学部においては特任教員Aの任用を希望しながら任用されなかつた例はなかつたことからしても、被告

井形と被告池島の対応は、理不尽極まりないものであった。

5 特任教員任用の慣行が存在すること

労使間で慣例として行われている労働条件等に関する取扱いである労使慣行は、それが事実たる観衆として、労働契約の内容を構成するものとなっている場合に限り、就業規則に反するかどうかを問わず、法的拘束力を有するといふべきである。そして、労使慣行が事実たる慣習となっているといふためには、第1に同種の行為又は事実が一定の範囲において、長期間反復継続して行われていること、第2に労使双方が明示的に当該慣行によることを排除、排斥しておらず、当該慣行が労使双方の規範意識に支えられていることを要すると回するのが相当である。

この点、被告大阪経済大学経営学部においては、原告が知る限り、特任教員Aの任用を申請して認められなかった例は全くないのであるから、同種の行為又は事実が一定の範囲において、長期間反復継続して行われていることが認められる。

そして、特任教員Aの任用に関し、特任教員推薦委員会、教授会及び理事会の意思決定はいずれも形式的であり、労使双方が明示的に当該慣行によることを排除、排斥しておらず、当該慣行が労使双方の規範意識に支えられていることが認められる。

定年に達した教授を特任教員Aとして任用する制度は、実質的に定年延長制度と同視できるものであり、被告大阪経済大学がこれを認めないとするならば、それは解雇の意思表示に該当するが、原告には解雇事由は全く存在せず、原告を特任教員Aとして任用しない被告大阪経済大学の意思表示は解雇権濫用に該当し無効である。

したがって、原告は平成25年4月1日以降3年間、被告大阪経済大学経営学部の特任教員の地位を取得するものといふべきである。

6 人事権の濫用

仮に、前項で述べた労使慣行が事実たる慣習となっていないとしても、被告大阪経済大学の人事権行使の理由、態様が著しく信義に反するものである一方、原告が特任教授任用の期待を有しており、その期待が法的に保護されるべきものである場合には、正式の任用行為がされていない場合であっても例外的に任用行為がされたと同視することのできる場合も存するというべきである（宮崎地裁平成7年9月1日判決）。

本件においては、規程上、特任教員の適格性判断は、まず推薦委員会において判断されることであるが、本件においては、カリキュラム委員長であった被告池島の強い働きかけのもと、被告井形が原告の特任教員Aの任用申請を妨害し、推薦委員会の開催すらさせなかったのであるから、被告大阪経済大学の人事権行使の理由、態様が著しく信義に反する。

他方、被告大阪経済大学は当初から一貫して被告大阪経済大学において特任教員Aに任用されることを期待し、必要書類をすべて井形学部長に提出したのであるから、その期待は法的に保護されるべきである。

したがって、この点からも、原告は平成25年4月1日以降3年間、被告大阪経済大学経営学部の特任教員の地位を取得するものというべきである。

7 特任教員の給与

被告大阪経済大学の特任教員給与規程（甲8）によれば、特任教員の基本給は「専門教員の給与体系表のそれぞれ最高月額 $\frac{2}{1}$ とし、個別の雇用契約書で定める」と定められている。

専任教員の給与体系表の最高月額が70万7500円である以上（甲9）、その $\frac{2}{1}$ である35万3750円が特任教員の月給となる。

したがって、原告が平成25年4月1日より特任教員Aの地位を取得する場合、同月より3年間、毎月35万3750円の給与を受給することになる。

8 被告井形と同池島の不法行為

被告井形と同池島は、共謀の上、原告の特任教員申請を揉み消し、推薦委員会の開催すらさせなかった。被告井村と同池島の上記妨害行為によって原告は本件訴訟を提起せざるを得なくなったのであり、これによって原告は精神的苦痛を受けた。

また、被告大阪経済大学は被告井形と被告池島の使用者であるが、両被告の不法行為は被告大阪経済大学の事業の執行についてなされたものであるから、被告大阪経済大学は、両被告の上記不法行為につき、使用者責任を負う。

したがって、被告らには原告が上記妨害行為によって受けた精神的苦痛を慰謝する責任があるところ、原告が受けた精神的苦痛は100万円を下らない。

第2 予備的請求

- 1 仮に、原告の特任教員たる地位が当然に認められないとしても、前述のとおり、被告大阪経済大学経営学部においては、原告が知る限り、特任教員Aの任用を申請して認められなかった例は全くないのであるから、原告からの特任教員任用申請を被告井形が適切に受理し、推薦委員会の開催を始めとする任用手続を進めていれば、原告が特任教員に専任された高度の蓋然性があった。そして、特任教員に任用されていれば、平成25年4月より3年間、毎月35万3750円（総額1273万5000円）の給与を受給することができた。

にもかかわらず、被告井形と被告池島は、共謀の上、原告の特任教員申請を揉み消し、原告の強い要求にもかかわらず、推薦委員会の開催を始めとする特任教員申請手続を一切行わなかったため、これにより、原告は特任教員に任用されなかった。しかも、原告の年齢が67歳である

ことからすれば、他の勤務先に就職することは不可能であり、両被告の不法行為によって、原告は特任教員に任用されていれば得られたはずの給与（総額1273万5000円）が得られなくなった。

したがって、被告井形と被告池島は、不法行為責任に基づき、連帯して、原告に対して1273万5000円の損害を賠償する義務がある。

2 また、被告大阪経済大学は、被告井形と被告池島の使用者であるところ、両被告の不法行為は被告大阪経済大学の事業の執行についてなされたものである。したがって、被告大阪経済大学は、両被告の上記不法行為につき、使用者責任を負う。

第3 結語

よって、原告は、請求の趣旨記載の判決を求めて本訴に及んだ次第である。

以上

附属書類

1	訴状副本	3通
2	甲号証写し	各1通
3	資格証明書	1通
4	委任状	1通

吉井康雄の担当科目の推移

※ 大学のシラバスより作成

2012年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
外国書講読Ⅰ[経営学部]	0.5
外国書講読Ⅱ[経営学部]	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	6.5

2011年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
経営学特殊講義(バリューマネジメント論)	0.5
経営学特殊講義(環境経営論)	0.5
外国書講読Ⅱ(英語)	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	6

2009年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営学特殊講義(バリューマネジメント論)	0.5
基礎演習Ⅱ	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	4

※ 2010年度は、国内留学

2008年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営学特殊講義(バリューマネジメント論)	0.5
基礎演習Ⅰ	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	5

2007年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	4.5

2006年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
情報経営学	(1)
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	4.5

2005年度

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
情報経営学	(1)
基礎演習Ⅱ	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
卒業研究(吉井康雄ゼミ)	1
	5.5

2004年

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
情報経営学	(1)
情報経営学	(1)
基礎演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅱ(吉井康雄ゼミ)	0.5
演習Ⅲ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	3

2003年

科目名	コマ数
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報バリューエンジニアリング	0.5
情報ネットワーク論Ⅰ	0.5
情報ネットワーク論Ⅱ	0.5
経営情報論	0.5
経営情報論	0.5
情報管理論	1
情報経営学	(1)
情報経営学	(1)
演習Ⅰ(吉井康雄ゼミ)	0.5
	3.5